

●身近な財政支出 (平成7年度の国と地方公 共団体の負担額の合計額)

- 公立学校の児童・生徒1人当たりの年間教育費負担額



- 私たちの生活や安全をまもるための
警察・消防費は5兆1,076億円
国民1人当たりでは
約40,700円



- 市町村のゴミ処理費用2兆4,822億円
国民1人当たりでは
約19,800円



- 国民医療費の公費負担額8兆5,398億円
国民1人当たりでは
約68,000円



(注)人口：平成7年10月1日現在 125,570千人(総務庁統計局推計)

自分の土地・家屋を
確認しませんか



固定資産課税台帳 の縦覧

平成11年度固定資産税の基礎となる課税台帳の縦覧を行います。

課税台帳の閲覧は、自分が所有する固定資産について確認するための機会です。適正な課税を行うためにもぜひ、この機会にご確認ください。

○期 間

3月1日(月)～3月23日(火)
(土・日を除く)

午前8時30分～午後5時

○縦覧できる人

固定資産税の納税義務者、納税管理人及び代理人(代理人については、委任状が必要です)

○場 所

役場税務課



固定資産税は、1月1日が賦課期日です。

正しい申告と納

申告受付

2月16日(火)から

3月15日(月)

申告書提出前に再チェック

- ① 計算間違い、記載もれ、欄違いはないか。
- ② 源泉徴収票や生命保険料控除などの証明書等は、申告書3枚目に添付してあるか。
- ③ 決算書、収支内訳書は申告書にホチキスやのりで止めず、申告書に挟み込むかクリップで止めてあるか。
- ④ 申告書、決算書、収支内訳書などは、折り曲げていないか。
- ⑤ 印かん(2ヶ所)の押し忘れはないか。



※詳しいことは、銚子税務署(☎0479-221571)または、役場税務課(☎841211内線143)へお問い合わせください。

平成10年分から改正された人的控除額等

区 分	改正前	改正後
特 定 扶 養 控 除 額	53万円	58万円
特 別 障 害 者 控 除 額	35万円	40万円
同居特別障害者扶養控除額	68万円	73万円
同居特別障害者特定扶養控除額	83万円	93万円
同居特別障害者老親等控除額	88万円	93万円
同居老親等以外の特別障害者老人扶養控除額	78万円	83万円
青色申告特別控除額	35万円	45万円